

I. はじめに

2022年11月7日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表しました。当改正案は、同年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「WG報告」）によるサステナビリティ情報等に関して制度整備を行うべきとの提言を受けて対応が行われたものであり、改正内容は次の3点に大別されます。

- サステナビリティに関する企業の取組みの開示
- コーポレートガバナンスに関する開示の拡充
- その他改正

上記の開示は2023年3月期の有価証券報告書からはじまる見通しです。今回のSeiwa Newsletterを開示内容の理解と準備に役立ててください。

II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

(1) サステナビリティ全般に関する開示

WG報告の提言を受け、改正案では、有価証券報告書においてサステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして独立した【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄を新設し、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示を要求しています。このうち、「ガバナンス」、「リスク管理」は全ての企業で開示が求められている一方、「戦略」、「指標及び目標」については重要性に応じて記載が求められています。

構成要素	記載項目
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程
戦略	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組み
指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報

(2) 人的資本、多様性に関する開示

国際的な人的資本、多様性の情報開示の拡充の動きを踏まえ、これらの非財務情報の開示についても本改正案に織り込まれています。人材の育成に関する方針と社内環境整備に関する方針を【サステナビリティに関する考え方及び取組】の「戦略」において記載するとともに、「戦略」に記載した方針に関する指標の内容、その指標を用いた目標・実績について「指標及び目標」に記載します。

前述のとおり、「戦略」、「指標及び目標」は重要性に応じて記載しますが、人的資本、多様性については必須の記載事項となる点に留意してください。

構成要素	記載項目
戦略	人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針
指標及び目標	上記で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

また、女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表している会社及びその連結子会社は、これらの指標を【従業員の状況】において記載することが求められます（公表していない場合は任意で記載）。

構成要素	記載項目
女性管理職比率	提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合
男性の育児休業取得率	提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率
男女間賃金格差	提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異

(3) 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び任意開示書類の参照

サステナビリティ情報は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来情報を含みます。投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくないため、虚偽記載の責任等に関する考え方について、企業内容等開示ガイドライン等の中で明確化すべきと、WG報告書にて提言されました。

また、サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載について任意開示書類を参照できること、任意開示書類に明らかに重要な虚偽があることを知りながら参照する等では単に任意開示書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことが明確化されました。

開示ガイドラインで明確化された事項

サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記載について、将来情報に関する経営者の認識及びその前提となる事実や仮定等について合理的な記載がされる場合や、将来情報について社内で適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実や仮定等とともに記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載の責任を負うものではない

サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載については、その詳細な情報について、任意開示書類を参照することができる

任意開示書類に明らかに重要な虚偽があることを知りながら参照する等、当該任意開示書類の参照自体が有価証券報告書等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではない

III. コーポレートガバナンスに関する開示

コーポレートガバナンスに関する取組みの進展を適切に反映させる目的から、コーポレートガバナンスに関する開示の拡充がWG報告書で提案されています。

(1) 取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況

取締役会の機能発揮に向けた取組みが進められる中、指名委員会や報酬委員会を設置する企業は年々増加し、その数は2022年4月時点で、東京証券取引所プライム市場上場企業で約8割に達するなど、投資家の関心は益々大きくなっていくことに関連して、開示の拡充が提言されました。

【コーポレート・ガバナンスの概要】における記載事項

最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）

(2) 監査の信頼性確保に関する開示

監査の信頼性確保を図る観点から、④監査役又は監査委

員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明、②KAMについての監査役等の検討内容の開示、③デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明の開示等がWG報告書にて提言されました。

【監査の状況】における記載事項

最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）

内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的、かつ、分かりやすく記載

(※) 改正前は下線部が「主な検討事項」

(3) 政策保有株式等に関する開示

投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましいこと等がWG報告書にて提言されました。

【株式の保有状況】における記載事項

政策保有株式等の保有目的が、営業上の取引、業務上の提携、その他これらに類する事項である場合には、当該事項の概要

IV. その他改正

EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めるための内閣府令の改正が提案されています。

V. 今後の予定

公表された改正案については2022年12月7日まで意見募集が行われ、意見募集後にコメント対応が行われます。また、改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定となっております。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact

【サステナビリティ情報の開示の改正概要】

改正案	現行
第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】 2【沿革】 3【事業の内容】 4【関係会社の状況】 5【従業員の状況】 ← 拡充	第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 1【主要な経営指標等の推移】 2【沿革】 3【事業の内容】 4【関係会社の状況】 5【従業員の状況】
第2【事業の状況】 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ← 新設 3【事業等のリスク】 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】 5【経営上の重要な契約等】 6【研究開発活動】	第2【事業の状況】 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 2【事業等のリスク】 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】 4【経営上の重要な契約等】 5【研究開発活動】

【従業員の状況】における記載事項

現行	従業員数	+	追加	女性管理職比率
	平均年齢		男性の育児休業取得率	
	平均勤続年数		男女間賃金格差	
	平均給与		(公表していない場合は任意で記載)	

【サステナビリティに関する考え方及び取組】における記載事項

ガバナンス	記載必須
リスク管理	記載必須
戦略	人的資本、多様性に関する開示は記載必須
指標及び目標	その他は重要性に応じて記載